

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定)の概要

基本的事項

1. 一般廃棄物処理基本計画

市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生に向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、**当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画**(以下、「一般廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならない。
また、計画策定にあたっては**目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定する**ほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。
～環境省「ごみ処理基本計画策定指針」より～

2. 計画改定の趣旨

クリーンランドでは、平成15年度に策定した一般廃棄物処理基本計画にもとづき、両市から排出される一般廃棄物の適正処理、並びに既存施設の延命化に努めてきた。また、新施設の整備に向けては、新ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの事業運営方式の検討を進め、平成19年6月に事業運営方式等のごみ処理施設整備事業の基本方針が決定された。
今回の改訂は、同整備方針を受け、実施段階に移行する整備事業を長期的視点から円滑に進めていくため、主要施策の一部を改定するものである。

改定の主な項目 両市の収集分別計画と整合する処理フロー 両市焼却施設の施設規模の見直し 整備スケジュール
リサイクルセンター整備事業を計画に位置づけ 新ごみ処理施設整備検討委員会意見への対応

基本計画改定の全体構成

- 第1章 計画改定にあたって
 - 第1節 計画改定の経緯と趣旨
 - 第2節 計画の期間
 - 第3節 計画の位置づけ
 - 第4節 計画改定の考え方
- 第2章 圏域の概要
 - 第1節 位置・交通
 - 第2節 土地利用
 - 第3節 人口・世帯数
 - 第4節 産業
- 第3章 ごみ処理の現状と課題
 - 第1節 クリーンランドの現況
 - 1. 敷地および施設配置
 - 2. 施設概要
 - 3. 搬入及び処理の流れ
 - 第2節 ごみ処理の状況
 - 1. 搬入の状況
 - 2. 中間処理の状況
 - 3. 資源化・減量化の状況
 - 4. 最終処分の状況
 - 5. 処理経費の状況
 - 第3節 循環型社会形成・適正処理推進に向けての課題
 - 1. ごみ処理施設の課題
 - 2. 最終処分の課題
 - 3. ごみ処理経費の課題
 - 4. その他の課題
- 第4章 基本理念
 - 第1節 基本理念
 - 第2節 基本方針
- 第5章 計画推進のための主要施策
 - 第1節 3R推進に対応した施設整備
 - 1. 将来のごみ処理フロー
 - 2. 将来のごみ処理量
 - 3. 施設整備の概要
 - 4. ごみ焼却施設整備
 - 5. リサイクルセンター施設整備
 - 6. 都市計画区域の変更・拡張
 - 7. 安心・安全・安定を基調とした低コストで効率性の高い施設運営
 - 8. 適正処理困難物への対応
 - 第2節 環境負荷低減、みどりのネットワークとの連携による環境創造
 - 1. 環境保全計画
 - 2. みどりのネットワークとの連携、環境創造
 - 3. 省エネルギー
 - 4. 最終処分計画
 - 第3節 協働での取り組みの推進
 - 1. 環境学習
 - 2. モニタリング
 - 3. 近隣住民・市民との相互理解促進、信頼関係構築
 - 4. 市民への情報提供
 - 5. 両市との協働の考え方
- 第6章 事業スケジュールと進行管理
 - 第1節 事業スケジュール等
 - 第2節 計画進行管理

改定の概要

1. 計画の期間について

計画期間は、平成20年度を初年度とし、既存焼却施設の解体・緑地整備を含めたごみ処理施設整備事業が完了する平成30年度までの11年間とする。

2. 循環型社会形成・適正処理推進に向けての課題の抽出について

1. ごみ処理施設の課題
 - (1) ごみ焼却施設の課題
老朽化への対応 よりよい地域環境の創出 サーマルリサイクルの向上・地球温暖化対策への貢献
 - (2) 粗大ごみ処理施設の課題
老朽化、ごみ組成の変化への対応 新処理体系に合せた処理フロー・施設規模 周辺環境保全 プラスチック減容固化処理の課題
 - (3) リサイクル物・その他プラスチック類ストックヤードの課題
今後の両市分別収集計画に対応した処理能力の拡充が必要。
 - (4) 都市計画区域拡張の課題
 - (5) 有機性廃棄物の再利用の課題
2. 最終処分の課題
最終処分場の延命化に寄与するため、処理残渣の減容化・リサイクルに努め、負荷軽減を図る必要がある。
3. ごみ処理経費(維持管理経費)の課題
4. その他の課題
 - (1) 適正処理困難物の課題
 - (2) 医療系廃棄物の課題
 - (3) 不法投棄の課題
 - (4) 廃家電製品の課題
 - (5) アスベスト含有家庭用品の廃棄物の課題
 - (6) 事業系廃棄物の課題

3. 基本理念・基本方針について 前回計画からの継承

基本理念: 協働と環境創造に基づく循環型社会の実現への貢献
基本方針: 3R推進に対応した施設整備
環境負荷低減・みどりのネットワークとの連携による環境創造
協働での取り組みの推進

4. ごみ焼却施設整備

1. 焼却灰の処理方式の考え方について
前回の計画では、熔融固化設備の設置を前提としていたが、本計画では灰を熔融しない従来方式も含め、安全性や資源化、経済性などを総合的に今後検討していくこととする。
2. 施設規模について
 - 1) 新ごみ焼却施設の施設規模は、600トン/日(24時間)とする。
前提条件 整備目標年度は平成28年度とし、両市の将来推計値による処理対象ごみ量を計画処理量とした。年間稼働日数を一般的な設定値である280日から310日とした。
上記2項目による規模算定をした上で、災害廃棄物を適正に処理するための必要最小限の処理能力を付加した。
 - 2) 災害廃棄物処理を考慮した規模の見直しについて
年間稼働日数を上げることにより、コスト削減効果はあるが、水害などの災害時に発生するごみを処理する余裕がなくなる。また、災害時には、両市域だけではなく、周辺自治体の災害ごみも処理する必要がある。そのため、今後、両市の環境部局と災害廃棄物処理に関する協議を踏まえ、施設の実施計画段階で施設規模の見直しを行う。

5. リサイクルセンター

1. 施設規模について
リサイクルセンターの施設規模は、134トン/日(5時間)とする。
前提条件 整備目標年度は品目ごとに稼働後最大となる年とし、ペット、プラ製容器包装は平成29年度、その他は、平成24年度とした。
施設規模の表記は、本計画においては暫定的に1日5時間稼働を前提としている。

6. 「協働での取り組みの推進」における新たな取り組み

1. 環境学習
クリーンランドは、両市唯一の廃棄物処理施設であり、両市市民の交流拠点である特徴を生かし、両市や市民と連携しつつ「見学学習機能」「自然体験・体感学習機能」の2つの方向から独自の環境学習機能を提供する。
2. モニタリング(監視機能)
公募市民や地元代表、学識者等による外部モニタリングと、クリーンランドにより行われる内部モニタリングを想定。